

固定資産税

本来は市町村税ですが、市町村（横浜市・川崎市・相模原市を除きます。）の財政上の均衡を図る見地から、一定額を超える償却資産（大規模償却資産）に対して県が課税するものです。

● 納める人

大規模償却資産の所有者

● 納める額

大規模償却資産の価格のうち、市町村が課すべき金額を超える部分の金額の1.4%

● 申告と納税

- 1 申告
申告期限は1月31日です。
- 2 納税
県から送付される納税通知書により4月、7月、12月および翌年2月に納めます。

市町村税

固定資産税・都市計画税

● 納める人

- 固定資産税 … 1月1日（賦課期日）現在、土地・家屋・償却資産を所有している者
- 都市計画税 … 1月1日（賦課期日）現在、土地・家屋を所有している者

● 納める額

- 固定資産税： $\boxed{\text{固定資産の価格}^{\ast 1}} \times \boxed{1.4\%}^{\ast 2}$
- 都市計画税： $\boxed{\text{土地・家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格}^{\ast 1}} \times \boxed{0.3\% \text{以内}}^{\ast 3}$

- ※1 宅地等については、税負担水準の均衡を図るための措置が講じられています。
 ※2 超過課税を実施している市町村については、税率が異なります。
 ※3 税率は市町村によって異なります。

● 軽減（固定資産税）

住宅についての軽減

- 新築住宅については、新築の翌年度から一定期間、固定資産税が減額になります。

新 築 時 期	住 宅 の 要 件
令和8年4月1日～令和13年3月31日	居住部分の床面積が全体の1/2以上、かつ、40㎡以上240㎡以下 ^{※1}

減 額 適 用 期 間	減 額 率
3階建以上の耐火・準耐火構造の住宅	5年度分 ^{※2}
一般の住宅（上記以外の住宅）	3年度分 ^{※2}
床面積が120㎡以下の部分について税額の1/2	

- ※1 令和8年4月1日以後に土砂災害特別警戒区域等の区域内で新築された一定の住宅については、この軽減措置の対象外となります。
 ※2 平成21年6月4日から令和13年3月31日までに新築された認定長期優良住宅で、一定の手続をした場合は5年度分または7年度分

- その他、一定の耐震工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、マンションの大規模修繕工事に係る減額制度があります。

住宅用地についての軽減

住宅の敷地については、価格を1/3（200㎡以下の部分については1/6）として税額を求めます。ただし、併用住宅の場合には、住宅部分の割合等によって軽減の対象となる土地の面積が異なります。